

後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書

政府は、「後期高齢者の保険料軽減特例（予算措置）については、段階的に縮小」し「平成29年度から原則的に本則に戻す」と表明している。

後期高齢者の保険料軽減特例は、政令本則に定められた軽減に加え、9割、8.5割軽減をするもので、後期高齢者医療制度の愛知県内被保険者数（83万人）のうち約半数が対象者となっている。

愛知県後期高齢者医療制度の保険料は、平成28年4月の改定で2.3%値上げされた。

この特例が廃止されると、9割減額の方は7割減額となり、保険料は3倍に跳ね上がる例があるほか、健康保険の被扶養者から後期高齢者医療制度に移行した方は現在9割減額の適用を受けているが、特例措置がなくなると資格取得2年以内の方で保険料は5倍に、資格取得後3年を超える人はケースによっては10倍に増える例もある。

このような保険料負担の大幅引き上げは、高齢者の貧困を一層加速させることになりかねない。保険料軽減特例は縮小ではなく、国による財源確保のうえ、継続的な制度とするよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成28年12月20日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
財務大臣	麻生太郎	殿
総務大臣	高市早苗	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会